

機密性2 完全性1 可用性1

支所長指示第3号

平成31年2月21日

札幌拘置支所長 阿部俊昭

未決拘禁者（未決拘禁者としての地位を有する受刑者を除く。）及び死刑確定者が作成する信書に関する注意事項について
標記について、下記のとおり定め、即日施行するので遺漏なきを期されたい。

なお、平成29年7月5日付け支所長指示第20号「未決拘禁者（未決拘禁者としての地位を有する受刑者を除く。）及び死刑確定者が作成する信書に関する注意事項について」は、廃止する。

記

- 1 発信申請する信書には、種類別に下記（1）から（3）のとおり、称呼番号、相手方との続柄を必ず鉛筆で記載させること。
なお、居室名は記載させないこと。
（1）封筒は、封筒裏面のりしろ部分に記載させる。
（2）はがきは、表面上部に記載させる。
（3）郵便書簡については、のりしろ部分に記載させる。
- 2 封筒、はがきの宛て名記載部分及び郵便書簡の表面には、宛名、差出人の住所及び氏名以外は記載させないこと。
- 3 宛名の連名については、原則として認めない。
- 4 信書の筆記に使用できる物品は、自弁物品として所持することが許可されている文房具とする。
- 5 名宛人以外の者に対する信書の同封については、弁護上等必要な場合を除き、原則として、被収容者の親族であり、かつ、名宛人と同居して

いる者に限り、認めることとする。

6 信書 1 通あたりに記載できる文字数等は以下のとおりとする。

(1) 便箋の場合、概ね 1 行 25 字で書き、便箋の枚数は 7 枚までとする。また、欄外や裏面への記載は認めない。

なお、弁護士等に発信する場合は、文字数及び枚数の制限はしない。

(2) 郵便書簡の場合、概ね 1 行 20 字で書き、50 行までとし、欄外には書かないこと。

なお、郵便書簡に同封できる便箋の枚数は 5 枚までとする。

(3) はがきの場合、概ね 1 行 20 字で書き、12 行までとする。

7 官公庁等から送付された申請書等に必要事項を記載して、当該申請書等のみを発送する場合についての願箋の提出は不要とする。

8 挿絵等の記載は、原則として認めないこととするが、幼少の子供に対する発信文、訴訟の遂行、事業の維持及びその他業務上の重大な利害に係る用務の処理等に際し、挿絵等の記載が必要となる場合は、一般願箋にその理由を詳細に記載した願箋を提出させること。

9 許可なく、信書以外の物品を同封させないこと。

10 対象となる被収容者への周知方法

別紙を生活心得ファイルに入れることをもって周知することとする。

しんしょ さくせいようりょう

信書の作成要領について

- 1 発信する信書には、種類別に以下のとおり、称呼番号、相手方との関係を記載すること。(居室名は記載しないこと。)
 - (1) 封筒は、封筒裏面のりしろ部分に記載すること。
 - (2) はがきは、表面上部に記載すること。(鉛筆で記載すること。)
 - (3) 郵便書簡については、のりしろ部分に記載すること。
- 2 封筒、はがきの宛て名記載部分及び郵便書簡の表面には、宛名、差出人の住所及び氏名以外は記載しないこと。
- 3 信書の筆記には、居室内で使用が許可されている文房具を使用すること。
- 4 宛名の連名は原則として認めないが、名宛人以外に対する信書の同封については、原則として、親族であり、かつ、名宛人と同居している者に限る。

その他、許可なく、信書以外の物品を同封しないこと。
- 5 信書 1 通あたりに記載できる文字数等は以下のとおりとする。

なお、弁護人等へ発信する場合の文字数は制限しない。

 - (1) 便箋は、1 行 25 文字で記載し、便箋の枚数は 7 枚までとする。また、便箋の欄外や裏面に記載しないこと。
 - (2) 郵便書簡は、1 行 20 字で書き、50 行までとし、欄外には記載しないこと。また、郵便書簡に同封できる便箋は 5 枚までとする。
 - (3) はがきは、1 行 20 字で書き、12 行までとする。
- 6 信書に文字以外の挿絵等の記載は、原則として、認めない。

なお、幼少の子供に対する発信、訴訟の遂行及び業務上重大な利害に係る用務の処理等に際し挿絵等の記載が必要な場合は、事前に願箋を提出すること。
- 7 官公庁等から送付された所定の様式に記載した書面等のみを送付する際の願箋の提出は不要とする。